

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの間、過去 5 年間の国民年金の保険料を後納することができることとする特例規定について、これを恒久的な制度とし、過去 10 年間の国民年金の保険料を後納することができるようにする修正を行うこと。 (国民年金法新第 93 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこと。